

○清瀬市における都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準（平成28年4月1日）

○清瀬市における都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準

平成28年4月1日

（目的）

第1条 この基準は、都市計画道路、都市計画公園及び都市計画緑地（以下「都市計画施設」という。）内の建築物の建築に関する都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の許可（以下「建築許可」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（建築許可の基準）

第2条 建築許可は、法第54条に規定する許可の基準によるほか、次条から第5条までに規定する基準（以下「特例基準」という。）により行うことができる。

（建築物の敷地の要件）

第3条 特例基準に基づき建築許可の対象となる建築物の敷地は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する都市計画施設の区域内にあるものとする。

（1）都市計画決定又は都市計画変更決定（名称の変更等区域の変更を伴わない都市計画決定を除く。）がされていること。

（2）次に掲げるいずれかの施設であること。

ア 都市計画道路に関する事業計画において事業着手予定のないもの。

イ 都市計画公園又は都市計画緑地に関する事業計画において事業着手予定のないもの。

（都市計画道路区域内の建築物の要件）

第4条 特例基準に基づき建築許可の対象となる建築物は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当し、かつ容易に移転し、又は除却することができるものであること。

（1）市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。

（2）階数が3以下、高さ10m以下であり、かつ地階を有しないこと。

（3）主要構造物（建築基準法第2条第5号に定める主要構造物をいう）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（都市計画公園及び都市計画緑地区域内の建築物の要件）

第5条 都市計画公園及び都市計画緑地に関する建築許可の基準については、東京都の「都市計画公園及び緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準」を準用する。

（建築物の敷地が都市計画施設区域の内外にわたる場合の取扱）

第6条 建築物の敷地が都市計画施設区域の内外にわたる場合にあつては、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するときに限り、その建築許可をすることができる。

（1）建築物の建築許可に係る部分が前2条に規定するいずれかの要件に該当すること。

（2）都市計画施設区域外の敷地のみでは、建築物を建築することが著しく困難な場合であると認められること。

（3）建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。